

令和3年1月から



建設業法、浄化槽法及び建設リサイクル法等の規定に基づき申請又は提出する書類の押印等が不要となりました。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(国土交通省令第98号)の施行(令和3年1月1日)に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号)及び解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第82号)の一部が改正され、建設業許可、経営事項審査、浄化槽工事業及び解体工事業に係る登録等に関する手続に際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。

押印が不要となる様式等については、次のとおりです。

◇建設業法施行規則(様式)

第1号	建設業許可申請書	第6号	誓約書
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	第7号の2	常勤役員等及び直接に補佐する者の証明書
第7号の3	健康保険等の加入状況	第8号	専任技術者証明書
第9号	実務経験証明書	第10号	指導監督的実務経験証明書
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	第13号	令3条使用人の調書
第22号の2	変更届出書	第22号の3	届出書
第22号の4	廃業届	第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書
第22号の6	誓約書	第22号の7	合併認可申請書
第22号の8	分割認可申請書	第22号の9	届出書
第22号の10	相続認可申請書	第22号の11	誓約書
第22号の12	届出書	第25号の11	経営状況分析申請書
第25号の14	経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書		

[裏面へ続く](#)



◇建設業法施行規則（様式）等

第7号、第7号の2関係	第三者証明書	第9号、第10号関係	第三者証明書
その他	許可証明願	その他	委任状
その他(別紙4)	許可申請の取下げ願	その他(別紙8)	決算変更届表紙
その他(別紙11, 16)	認可申請の取下げ願	その他(別紙14)	認可の取下げ願
参考様式第2号	経理処理の適性を確認した旨の書類	参考様式第3号	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿
参考様式	建設機械のリース契約に関する申出書		

◇浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（様式）

第1号	浄化槽工事業登録申請書	第2号	誓約書
第3号	工事業登録申請者の調書	第4号	浄化槽設備士の調書
第7号	浄化槽工事業登録事項変更届出書	第11号	特例浄化槽工事業者届出書
第12号	特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書	その他	委任状

◇解体工事業に係る登録等に関する省令（様式）

第1号	解体工事業登録申請書	第2号	誓約書
第3号	実務経験証明書	第4号	登録申請者の調書
第6号	解体工事業登録事項変更届出書	その他	委任状

◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（様式）

第2号	解体工事業廃業等届出書	第3号	建設業の許可を受けた旨の通知書
第4号	解体工事業者登録簿閲覧申込書		

※行政書士が代理で作成した書類については、行政書士法施行規則第9条第2項の規定に基づき、**今後も行政書士の記名・押印(職印)が必要**となります。